政令第四十四号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令

内閣は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第三十八条第一項、同法附則第三条第二項の規定により読み替えて適用される同法第四十三条第二項及び第六項並びに同法附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される同法第五十条第二項及び第五十四条第三項並びに身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）附則第一条の二の規定により読み替えて適用される同法第十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部改正）

第一条　障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「百分の二・六」を「百分の三」に改め、同条ただし書中「百分の二・五」を「百分の二・九」に改める。

第九条中「百分の二・三」を「百分の二・七」に改める。

第十条の二第二項中「百分の二・六」を「百分の三」に改める。

第十五条中「二万七千円」を「二万九千円」に改める。

第十八条中「百分の二・三」を「百分の二・七」に改める。

附則第二項中「百分の二十五」を「百分の三十五」に改める。

附則第八項中「百分の十」を「百分の五」に改める。

別表第四の百分の九十五以上の項中「百分の七十五」を「百分の六十五」に改め、同表の百分の九十以上百分の九十五未満の項中「百分の七十」を「百分の六十」に改め、同表の百分の八十五以上百分の九十未満の項中「百分の六十五」を「百分の五十五」に改め、同表の百分の八十以上百分の八十五未満の項中「百分の六十」を「百分の五十」に改め、同表の百分の七十五以上百分の八十未満の項中「百分の五十五」を「百分の四十五」に改め、同表の百分の七十以上百分の七十五未満の項中「百分の五十」を「百分の四十」に改め、同表の百分の六十五以上百分の七十未満の項中「百分の四十五」を「百分の三十五」に改め、同表の百分の六十以上百分の六十五未満の項中「百分の四十」を「百分の三十」に改め、同表の百分の五十五以上百分の六十未満の項中「百分の三十五」を「百分の二十五」に改め、同表の百分の五十以上百分の五十五未満の項中「百分の三十」を「百分の二十」に改め、同表の百分の四十五以上百分の五十未満の項中「百分の二十五」を「百分の十五」に改め、同表の百分の四十以上百分の四十五未満の項中「百分の二十」を「百分の十」に改め、同表の百分の三十五以上百分の四十未満の項中「百分の十五」を「百分の五」に改め、同表の百分の三十以上百分の三十五未満の項及び百分の二十五以上百分の三十未満の項を削る。

（身体障害者補助犬法施行令の一部改正）

第二条　身体障害者補助犬法施行令（平成十四年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「四十三・五人」を「三十七・五人」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第十五条の改正規定及び次条の規定　令和五年四月一日

二　第一条中障害者の雇用の促進等に関する法律施行令附則第二項及び第八項並びに別表第四の改正規定　令和七年四月一日

（経過措置）

第二条　第一条の規定（前条第一号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第十五条の規定は、令和五年度以後の年度分として支給する障害者雇用調整金の額の算定について適用し、令和四年度以前の年度分として支給する障害者雇用調整金の額の算定については、なお従前の例による。

第三条　第一条の規定（附則第一条各号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（以下この条において「新障害者雇用促進法施行令」という。）第二条、第九条、第十条の二第二項及び第十八条の規定の適用については、令和八年六月三十日までの間、新障害者雇用促進法施行令第二条中「百分の三」とあるのは「百分の二・八」と、同条ただし書中「百分の二・九」とあるのは「百分の二・五」と、新障害者雇用促進法施行令第九条中「百分の二・七」とあるのは「百分の二・八」と、新障害者雇用促進法施行令第十条の二第二項中「百分の二・七」とあるのは「百分の二・五」とする。

2　新障害者雇用促進法施行令第十八条の規定（前項の規定により読み替えて適用される場合を除く。）は、令和八年度以後の年度分として支給する障害者雇用調整金の額及び納付すべき障害者雇用納付金の額を算定する場合における障害者の雇用の促進等に関する法律附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される同法第五十四条第一項の規定により令和八年七月以後の各月の初日における事業主の雇用する労働者の数に乗じる基準雇用率について、前項の規定により読み替えて適用される新障害者雇用促進法施行令第十八条の規定は、令和六年度から令和八年度までの年度分として支給する障害者雇用調整金の額及び納付すべき障害者雇用納付金の額を算定する場合における同法附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される同法第五十四条第一項の規定により令和六年四月から令和八年六月までの各月の初日における事業主の雇用する労働者の数に乗じる基準雇用率について、それぞれ適用し、令和五年度以前の年度分として支給する障害者雇用調整金の額及び納付すべき障害者雇用納付金の額の算定については、なお従前の例による。

第四条　第二条の規定による改正後の身体障害者補助犬法施行令第二条の規定の適用については、令和八年六月三十日までの間、同条中「三十七・五人」とあるのは、「四十人」とする。

厚生労働大臣　加藤　勝信

内閣総理大臣　岸田　文雄